

令和 3 年秋の年次公開検証の取りまとめ（案）

令和 3 年 11 月 8 日から 9 日まで実施された秋の年次公開検証（「秋のレビュー」）の指摘事項について、別添のとおり取りまとめる。

保健・医療等体制

取りまとめ

・非常時における保健・医療等体制の在り方については、新型コロナウイルス感染症から得た教訓を踏まえ、まずは、国、都道府県・保健所設置自治体の役割や、どの主体がリーダーシップをとり責任を負うのかといったガバナンス関係を明確にすべきである。

・病床がひっ迫した問題については、病床の稼働率を向上させることが求められるが、そのためには、空き病床の把握と医療機関の役割分担、連携協力が不可欠である。

自治体の成功事例から、軽症から重症、重症から軽快といった患者の症状の変化に応じた医療機関間の患者の円滑な受け渡し(いわゆる「上り」、「下り」の連携)が重要であることが再認識できたことから、行政、医療機関だけでなく、国民目線に立って病床の見える化を進め、医療機関間の連携促進を図るべきである。

・また、病床確保のための補助金等の支援については、その在り方について検討するとともに、今後、よりの確な支援を迅速に行うためにも、医療機関の経営状況等の見える化(データ・ベース化)にも取り組むべきである。

なお、第5波において自宅療養者が多く発生したことを踏まえ、オンライン診療のさらなる活用についても検討を行うべきである。

・国立病院機構等の公的病院の非常時における病床確保の在り方については、その機能や規模等も踏まえ、具体的に整理すべきである。

・いわゆる「かかりつけ医」についての議論もあったが、医療機関の役割分担、在宅療養者の対応にも資することから、その在り方について検討を進めるべきである。

・非常時の保健所長に求められる資格要件・権限についても指摘があったことから、その在り方について整理、検討すべきである。

・なお、非常時に備えた地域完結型の保健・医療等体制の構築に必要な取組、国の支援の在り方について整理、検討すべきである。また、医療資源の分散化の是正に向けた取組、病床機能の在り方、病院の機能分化、人材確保等について、第8次医療計画等においても、具体的方策を示すべきである。

今後の円滑なワクチン接種に向けた課題の整理

取りまとめ

- ・先行諸外国を上回る接種率を、関係する方々や国民の協力によって短期間で達成したことについては大いに評価できるとの意見が大勢であった。
- ・接種を安全かつ的確に行うために、国と地方が保有する情報に係る共有権限・管理権限や役割分担について検討すべき。
- ・国と地方及び地方自治体間で、デジタル技術も活用し、保有情報を共有したり、伝達したりする仕組み等について検討すべき。
- ・国民・社会に対する適切な情報提供の在り方等を検討すべき。
- ・緊急時の円滑なワクチン接種にあたり、何が適切かも含め、KPI の設定について検討すべき。
- ・今回のワクチン接種の経験を踏まえ、国と地方の新たな役割分担の検討に生かすことが望まれる。

地域福祉活動支援

取りまとめ

「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」

・社会福祉協議会は、地域福祉の主要な担い手であり、平時から生活困窮者への相談支援等の業務を担い、地域社会において非常に重要な役割を果たしている。

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際し、社会福祉協議会の平時の仕組みである生活福祉資金貸付を活用した特例貸付については、例えば、厚生労働省の通知が一方的なもので、同省の意図するところが現場に必ずしも明確には伝わらなかったとの懸念がある。さらに、同省や社会福祉協議会等の関係機関の連携が不十分であり、また、同省として現場の状況を把握し利用者や社会福祉協議会の声を真摯に受け止める仕組みが十分ではなかったと考えられる。

・そのため、厚生労働省から社会福祉協議会等関係機関への通知の在り方については見直しが必要。具体的には、通知について適切なフォローアップを行うことが必要であり、厚生労働省の意思が現場に適切に浸透しているか、現場に混乱や誤解が生じていないかについて、然るべく検証する仕組みが必要。

・また、社会福祉協議会の役割は、本来利用者に「寄り添う」ことであるが、本特例貸付の実施に当たっては、厚生労働省が迅速な貸付けを求めたことにより、こうした社会福祉協議会の良い面が十分引き出せなかったのではないかと考えられる。また、今後

の貸付金回収の実効性には疑問がある。そのため、今後の対応を検討する際、貸付業務について金融機関を利用するといった選択肢も視野に入れるべき。

・さらに、利用者間又は社会福祉協議会間の公平性を担保することが重要。本貸付金の回収に際し、地域差が生じれば、利用者間で不公平が生じることとなり、制度に対する信任を損なうこととなりかねない。今後発生し得る感染症の危機対応に備える上で、こうした点も考慮することが重要。

・また、本特例貸付の申請については郵送を原則としたが、紙ベースで作業を行う場合、利用者の属性の把握やデータ分析には困難がある。日本社会及び経済のデジタル化という大きな流れを踏まえ、デジタルデバイドに配慮しつつ、デジタル化を原則とし、オンライン申請の推進を含む制度・運用の在り方を検討すべき。

・本特例貸付のような緊急時の貸付について、社会福祉協議会の平時の仕組みを活用することの適切性については検討が必要。社会福祉協議会は利用者の生活に寄り添って支援を行うところに強みがあるところ、貸付業務については金融機関や別組織を活用することも検討すべき。危機に際しての生活困窮者の救済については、厚生労働省を含む関係機関の連携が必要であり、関係自治体や金融機関を含めた連携の在り方を検討すべき。

・今後発生し得る感染症の危機対応を見据え、厚生労働省においては、具体的な対応策について早急に意思決定を行うべき。

子供の貧困・シングルペアレンツ問題

取りまとめ

・昨年の秋のレビュー以降、各府省において、指摘を受け止め、様々な取組が着実に進められていることは評価できるが、手薄になっている取組や、支援策等は存在するものの十分に活用されていないと思われる施策があることから、更に「ワンストップ化」「プッシュ型」の支援の実現を加速するために、関係府省において、こうした施策の改善を図っていく必要がある。また、指摘がありながら、取り組まれていない諸課題についても、迅速な検討が必要である。

・文部科学省、厚生労働省においては、申請に使えるツールの見直し、拡充を含め、支援を受ける側、支援を行う側双方の事務負担、心理的ハードルを下げる措置を講じること等により、支援メニューの活用を促す取組を進めるべきである。また、SNS や ICT の活用など、利用者がアクセスしやすい仕組みの構築も検討すべきである。また、利用者の利便性を増すための申請基準の整合化、申請書類の統一化も検討を要する。

・内閣府、文部科学省、厚生労働省においては、子供に関わる部局間の連携・NPO 等との連携が一層進むよう、先進事例を参考にしつつボトルネックの分析を進め、意識改革も含めた取組を進めるべきである。その際、自治体内外の壁となり得る個人情報保護に係る問題については、早急に整理し、具体例を盛り込んだ「ガイドライン」を策定し、自治体へ通知するべきである。

・内閣府、文部科学省、厚生労働省において、今後の取組を進めるに当たっては、各地方自治体における福祉部局と教育部局の連携強化・一体的体制の構築など、教育部局が把握した情報をいち早く福祉部局に共有し、潜在的に支援を必要としている親に対する支援に繋げるための方策を含め、検討を進めるべきである。また、地方自治体の努力によって、現行制度でもできることがあることを踏まえれば、地方自治体自身の創意工夫や努力も求められる。

・内閣府、文部科学省、厚生労働省においては、学校を拠点とすることを前提とするのではなく、あらゆる子供が保護や支援を受けられるように、子供に対する直接的支援や学校外教育クーポンの制度化などの提案を踏まえ、貧困の連鎖を断ち切る教育を実現するための学習支援の更なる充実を早急に検討すべきである。また、高校中退者に対する支援等の在り方を検討し、子供の成長に応じた切れ目のない支援の実現に取り組むべきである。

・文部科学省、厚生労働省においては、スーパービジョン体制の構築や研修等による支援を行う側の質の向上・キャリアアップを図り、高い意欲と能力を有する者の待遇改善につなげるために実効性のある取組を行うべきである。また、NPO 等の積極的活用によるマンパワーの確保、支援現場における ICT の利活用についても促進を図るべきである。

・内閣府、文部科学省、厚生労働省において、これらの取組を進めるに当たっては、今般のコロナ禍の中で顕在化した問題にも配慮しつつ、状況に応じて必要な計画・施

策の見直しを行うべきである。

子供を見守るためのデータ連携

取りまとめ

・先般の各種給付金の支給に当たっては、関係機関の間でデータの連携が十分にとられていなかったことにより、様々な非効率が生じることとなった。データ連携を進めるに当たっては、国民目線に立って、データ連携による効率化・効果を最も発揮する観点から、国と地方自治体、省庁間といった組織の枠を超えて施策やシステムを組み立てていくことが重要である。

・去年の秋のレビューの指摘を踏まえて、内閣府がデータ連携に関わる共通インフラの構築に向けた取組を推進していることは大変評価する。この取組を着実に前進させるために、先進的な地方自治体の例も参考にしつつ、①支援を必要とする子供を把握するために必要となるデータ、②連携を図るべきデータ、③個人情報保護の解釈・運用上の問題を含めて、データを収集・連携する上でのボトルネックを特定し、スピード感をもって検討を進めるべきである。その際、内閣府、文部科学省及び厚生労働省は、データを収集・連携する上でのボトルネックの解消に向けて、連携して取組むべきである。

・データ連携については、今後進められる地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化の取組との連携にも留意した工程表を策定し、計画的かつ着実に推進するとともに、それによって集積した情報が地方自治体に利用しやすいものとなるようにすべきで

ある。

・以上のような取組を通じて、教育と福祉のより一層の連携を促進し、困っている子供や保護者にプッシュ型で支援を届ける、ぬくもりのある行政の成功事例を作り、行政におけるデータ連携の壁を乗り越える推進力にすべきである。併せて、デジタル庁及び総務省によるスマートフォンへのマイナンバーカード機能の搭載など、国民がデータ連携のメリットを実感できることを最優先に推進すべきである。

・このような観点から、内閣府、文部科学省及び厚生労働省による、①上記工程表の策定、②地方自治体における効率的なシステムの構築、③速やかな給付を実現するための取組、④支援を必要とする子供をよりの確に把握するために必要となるデータ群を探索する取組について、デジタル庁は、ユーザーである地方自治体の視点に立って、縦割りを排する観点を踏まえつつ、データ連携・システム構築の側面から支援すべきである。

教育現場のオンライン化の推進

取りまとめ

- ・学習への効果、教職員の能力向上、学校運営の効率化という3つの観点から、教育現場におけるICT活用の目的と目標をそれぞれ明示し、そこに至るロジックモデルを実証的データや事例に基づいてそれぞれ作成することが必要である。
- ・それらのロジックモデルを成立させうるICT活用に係わる具体的方針(何を何のためにどう使うか)を示したうえで、その過程における問題点・課題を整理し、その解決方法と目標達成の時期を記したロードマップを作成する必要がある。
- ・ICT活用の進捗と上記3つの観点(学習への効果、教職員の能力向上、学校運営の効率化)からの目標に向けた達成度を客観的及び多面的な指標を設けることにより測定可能性を改善するとともに、情報の共有を進め、その結果に基づいてPDCAを実施しなくてはならない。
- ・端末の自宅への持ち帰りの可否の相違から地方公共団体間で成績格差が生じているという指摘があるが、その因果関係を調査したうえで、ICT活用においては地域間格差が生じないように努めるとともに、格差が生じた場合は是正をはからなければならない。
- ・教職員がICT能力を高めるための時間的・精神的余裕をもてるよう、学校における働き方改革にも注力すべきである。

・学習への効果、教職員の能力向上、学校運営の効率化は、教育方法の改善・創意工夫、組織改革、また教員免許制度の規制緩和・改革などさまざまな方法によって可能と考えられ、ICTの導入と並行して多角的な検討が求められる。

・新規事業の要求にあたっては、上記 3 つの観点(学習への効果、教職員の能力向上、学校運営の効率化)における目的など学校現場の向上に資するよう、ICT活用によるメリットのエビデンスのあるものに限るべきである。

・デジタル庁との連携により、その他の領域との協働による効果的な活用を進めてほしい。

基金

取りまとめ

「水産業競争力強化基金(水産業競争力強化緊急事業)」(農林水産省所管事業)
「まち再生基金(地域自立・活性化支援事業)」(国土交通省所管事業)

・水産業競争力強化基金について、事業見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じ続けている。本基金事業の中心である水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業をはじめとして、支援対象数量など、事業の目標を明確化するなど、合理性・現実性のある執行計画への見直しを精査し、本基金への積み増しについては慎重に行うべきである。

・まち再生基金のうち地域自立・活性化支援事業について、基金造成以来、14年間で出資実績が1件のみであるにも関わらず、毎年度管理費が発生している。その状況に鑑みると、基金事業を継続する意義を、所管省庁として厳しく検討しなおすべきである。また、基金事業の廃止も検討すべきである。そのうえで、国土交通省として、合理性・現実性のある精度の高い事業見込みを検討し、保有額や保有割合の適正性の精査を行い、精査の結果、余剰資金が生じる場合には、余剰資金は国庫に返納すべきである。

・基金シートが作成されている基金の令和2年度末基金残高合計は、8兆3千億円

を超えている。両基金のみならず、所管府省庁においては、基金残高の多寡や基金造成後の経過年数が長いか短いに関わらず、公益法人等に造成された全ての基金について、事業見込みが適切に精査されているか、資金が安全かつ効率的に運用されるような保有方法となっているか、管理費の支出は効率的、効果的になされているか等の観点から、早急に再点検を実施し、基金への積み増しは慎重に行うとともに、余剰資金が生じる場合には国庫返納すべきである。これは毎年の指摘事項であるが、なお一層の徹底が必要である。